



確定申告の季節です！

自主計算・自主申告をしましょう！

平成26年分の確定申告が始まります。申告書の提出と納税は2月16日から3月16日までです。申告書提出に際しては自分で計算し、自分で申告をしましょう。

税金の金額はどのように算出するの？

26年中の収入の合計から各種控除できる金額を差し引き、課税所得を出します。課税所得に対して、税率をかけて税額を出します。給与などから差し引いて支払われた(源泉徴収)税金と比較して払いすぎた場合には税金が戻ってくる場合があります。逆に不足している場合は追加で税金を支払います。

申告に必要な書類は？

確定申告をする際に必要な書類は、源泉徴収票・各種控除証明書(国民年金・地震保険・生命保険・その他)医療費の明細書や領収書などの書類をそろえてください。

各種控除はどのようなものがあるの？

各種控除には、人的控除と金銭的控除があります。

(人的控除一覧) カッコ内は住民税の控除金額

●基礎控除	38万円	(33万円)
●配偶者控除	38万円	(33万円)
(70歳以上の配偶者)	48万円	(38万円)
●扶養控除		
(16歳未満を除く一般の扶養親族)	38万円	(33万円)
(19歳以上23歳未満、特定扶養親族)	63万円	(45万円)
(70歳以上の扶養親族)	同居以外	48万円 (38万円)
	同居	58万円 (45万円)
●障がい者控除(※1)		
(同居配偶者または扶養親族が特別障がい者)	75万円	(53万円)
(一般の障がい者)	27万円	(26万円)
(特別障がい者)1級・2級	40万円	(30万円)
●寡婦(夫)控除(※2)		
(一般の寡婦・寡夫)	27万円	(26万円)
(特別の寡婦)扶養の子どもと同居	35万円	(30万円)
●勤労学生控除	27万円	(26万円)
(所得65万円以下)		

(金銭的控除一覧)

●生命保険控除 ●小規模企業共済掛け金控除(支払った金額) ●社会保険料控除(健保・国保・後期高齢者保険料・介護保険料・年金・雇用保険などかかった費用) ●医療費控除(※3) ●地震保険控除 ●寄附金控除(※4) ●雑損控除(火災・天災などの被害を受けたとき)などがあります。

※1 65歳以上で要介護認定を受けている方は身体障害者手帳の交付を受けていなくても、寝たきりなどの一定の要件を満たしていれば「障がい者控除」または「特別障がい者控除」が受けられます。障がい者控除対象者認定書を添付してください。(高齢者支援課にお問い合わせください)

※2 寡婦・寡夫控除

夫または妻と死別や離婚してから婚姻していない人などが対象。(特別寡婦・寡夫は合計所得が500万円以下の人)

※3 医療費控除の計算

(昨年中にかかった医療費の総額－保険金などで補填される金額)－(所得金額×5%または10万円どちらか少ない金額)

※4 寄附金控除

政党などに2000円以上寄附をした場合寄付金控除が受けられます。寄附した金額が証明できるもの(領収書など)を添付してください。計算の方法は2種類ありますのでどちらか有利な方を選択できる場合があります。(詳しい計算方法については市役所の課税課にお問い合わせください)

3月議会日程

2月17日(火)	請願・陳情等締切
2月25日(水)	本会議初日
3月4日(水)	総務委員会
3月5日(木)	環境建設委員会
3月6日(金)	福祉文教委員会
3月10日(火)	一般質問
3月11日(水)	一般質問
3月12日(木)	一般質問
3月18日(水)	予算特別委員会
3月19日(木)	予算特別委員会
3月26日(木)	本会議最終日

法律相談

2月26日(木)13時30分～15時

予約が必要です。市議団までご連絡ください。